

町民の皆様へ

吉賀町内においても10月23日の発表を最後に、これまで新たな感染の発表はなく、落ち着いた状況となりました。こうした状況は、ワクチンの接種に加え、町民の皆様、事業者の皆様が、あらゆる場面において感染拡大防止のための基本対策にしっかり取り組んでいただいている成果であり、改めて心から感謝申し上げます。

さて、国は、全国的なワクチン接種の進展等を踏まえ、これまで感染拡大防止対策として講じてきた飲食、イベント、移動に関する行動制限について、緩和する方針を決定しました。これを受け、島根県でも、基本的な感染対策は継続しつつ、飲食の人数制限の緩和等を決定しました。具体的には、飲食店等の利用について、飲食の際の人数と時間の制限が解除となりました。

これから年末年始に向け、飲食の機会も増えてまいります。これまで控えてきた親しい方達との交流をぜひ楽しんでいただきたいと思います。一方、新型コロナ再拡大のリスクがなくなったわけではありません。島根県内では散発的に感染が発生しており、島根県知事からは、基本的な感染防止対策は引き続き行っていく必要があることから、大きく次の3点が要請されています。

1つ目は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底して下さい。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えて下さい。

2つ目は、毎日の生活でのマスクの着用やうがい、手洗いなど基本的な感染防止対策を徹底するとともに、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」「居場所の切り替わり」に注意され、発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医に連絡のうえ、医療機関を受診して下さい。

3つ目は、飲食店等の利用について、各店舗においては感染拡大防止対策を徹底して頂き、町民の皆様にも、そうした店舗を利用して下さい。

これから年末年始を迎え慌ただしさも増すところですが、皆様には日頃の健康管理により一層ご留意いただき、体調に不安のあるときには、遠慮なく医療機関に相談し、医師の判断を仰いで下さい。

また、第3回目のワクチン接種のスケジュール等は、詳細が決まり次第、随時お知らせいたしますので、しばらくお待ち下さい。

誰もが感染者や濃厚接触者になり得る状況であるという危機意識を常にお持ちいただき、引き続き感染防止対策を行って頂きたいと思っております。

最後に、今後全国的に感染が拡大した場合には、もう一段踏み込んだお願いをさせて頂く可能性もありますので、何卒ご理解を頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

令和3年12月21日

吉賀町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（吉賀町長） 岩本 一巳

吉賀町でもコロナワクチンの追加接種が始まります

令和4年1月以降、順次役場からご案内が届きます。

ご案内に同封の「申込用紙」に接種の意向をご記入いただき、返信用封筒に入れて役場保健福祉課までご返送ください。



なぜ、追加（3回目）接種が必要なのですか。

日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、初回（1回目・2回目）接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。



追加（3回目）接種ではどのような副反応がありますか。

ファイザー社のワクチンの場合、米国で実施された追加接種に係る臨床試験の結果、追加接種後に確認された様々な有害事象は、2回目の接種後に確認されたものと比較して、その発現傾向は概ね同様であるとされています。ただし、初回接種時と比較して、リンパ節の腫れの発現割合が高いこと（5%程度）が報告されています。追加接種の1～4日目に、主に腋窩リンパ節で多く発現しますが、ほとんどの場合が軽度であり、発現後短期間で症状が治まっていることも確認されています。



追加（3回目）接種には、どのような効果がありますか。

感染予防効果や重症化予防効果等を高める効果があります。



追加（3回目）接種では、初回（1回目・2回目）接種とは異なるワクチンを使用（交接種）しても大丈夫でしょうか。

追加接種に使用するワクチンは、初回接種に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNA ワクチン（ファイザー社のワクチンまたは武田 / モデルナ社のワクチン）を用いることが適当であるとされています。追加接種において、初回接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用すること（交接種を伴う追加接種）の効果や安全性を評価した米国の研究によれば、交接種を伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、また、副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交接種と同種接種で差が無かったと報告されています。

相談窓口	電話番号
しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」 (全日8:30~21:00)	(0856) 25-7011
吉賀町役場 保健福祉課 (平日8:30~17:15)	(0856) 77-1165

発行／吉賀町新型コロナウイルス
感染症対策本部（役場総務課）
☎0856-77-1111
発行日／令和3年12月21日